

善通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、善通寺市（以下「市」という。）の区域内（以下「市内」という。）にある空家の活用を通じて、地域の活性化を図るため、法人事業者又は個人事業主（以下「事業者」という。）が購入した空家を事業所として改修する費用に対し、予算の範囲内で、善通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次項に規定するもののほか、善通寺市空家バンク登録住宅改修等補助金交付要綱（令和8年善通寺市告示第35号）において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人事業主 税務署に個人事業の開業届出書及び所得税の青色申告承認申請書の提出をしている者をいう。
- (2) 事業所 宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設、子育て支援施設、レストラン、シェアオフィス、カフェ、商業施設、テレワーク施設その他の地域コミュニティの維持又は再生に資するものとして市長が認める施設をいう。
- (3) 空家であった住宅 空家バンクに登録された市内に住宅として建築された建築物であって、事業者が購入したことにより当該登録が解除されたものをいう。ただし、付属する物置、門、塀等を除く。

(補助対象物件)

第3条 補助金の対象となる物件（以下「補助対象物件」という。）は、空家であった住宅とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象物件としない。

- (1) 過去に空家の利活用を目的とした香川県の補助金の交付を受けている住宅
- (2) 補助金の交付を申請する日が属する年度の末日までに、改修工事が完了する見込みのない空家又は空家であった住宅
- (3) 昭和56年5月31日以前に工事に着手して建設された空家又は空家であった住宅

であって、改修工事後に次に掲げるいずれにも該当する見込みのない住宅

ア 地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの

イ 耐震改修工事又は簡易耐震改修工事を実施したもの

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付を申請する日において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助対象物件を購入した事業者であって、当該補助対象物件の延べ面積の2分の1以上を事業所として利用する予定であるもの

(2) 補助金の交付を受けた日から起算して引き続き3年以上の間利用する意思を有するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者となることができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業に係る事業を行うもの

(3) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行うもの

(4) 補助対象物件を賃貸するため改修工事を行おうとするもの

(5) 市の市税等を滞納しているもの

(6) 前号に掲げる者のほか、市長が補助金を交付するのに適当でないと認めるもの

3 香川県内での事業所の移転を伴う場合であって、移転前の建築物に係る所有権その他の売却又は賃貸を行うことができる権利を有している事業者にあつては、第1項各号に掲げる要件を満たすほか、当該移転前の建築物を引き続き利用し、又は第三者に利用させる予定である場合に限り、補助対象者となることができる。

（補助対象事業及び補助対象事業費）

第5条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とし、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象事業費」という。）は、補助対象

事業に要する経費の合計額（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(1) 補助対象物件を事業所の用に供するために行う改修工事（第3号に掲げる工事を除く。）

(2) 補助対象物件の耐震診断

(3) 補助対象物件の耐震改修工事又は簡易耐震工事及びこれらに伴う実施設計

(4) 補助対象物件の家財道具等の処分（補助対象物件を事業所の用に供することを目的とした不要な家財道具等の運搬及び処分をいう。）

(5) 補助対象物件と構造上一体となっていて、通常必要と認められる設備工事

2 補助対象者は、前項第1号の改修工事を市内事業者（市内に事業所を有する法人又は住所を有する個人事業主をいう。）に行わせなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる工事等に要する経費は、補助対象事業費から除くものとする。

(1) 外構、車庫、倉庫等の改修工事

(2) 住宅構造の改修工事を伴わない機器、備品等（浄化槽を含む。）の購入及び設置工事

(3) 家具、家電製品その他の生活の用に供するものの転倒を防止し、ガラスの飛散を防止し、又は通電火災を防止するための器具の購入及び住宅への設置工事

(4) 庭木のせん定、除草等

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めた工事等

4 第1項の規定にかかわらず、補助対象事業費が国、香川県又は市の他の制度による補助の対象となっている場合は、当該補助を受けた額を当該補助対象事業費から控除するものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 法人事業者 補助対象事業費（前条第4項に規定する場合にあっては、同項の規定により控除した後の額。この条において同じ。）に2分の1を乗じて得た額（当該額が50万円を下回る場合は、零とする。）又は400万円のいずれか低い額

(2) 個人事業主 補助対象事業費に2分の1を乗じて得た額（当該額が50万円を下回る場合は、零とする。）又は200万円のいずれか低い額

2 前項の規定に基づき得た額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1の補助対象者につき、1会計年度当たり1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、普通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第6号に掲げる書類にあっては、この項本文の規定による提出が困難な事由があると認めるときは、第10条の規定による報告の際にこれを提出するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 誓約書（第2号様式）

(3) 耐震改修工事結果報告書（第3号様式）（補助対象物件が昭和56年5月31日以前に工事に着手したものである場合に限る。）

(4) 建築基準法の適合状況調査結果報告書（第4号様式）

(5) 申請者の市税完納証明書

(6) 登記簿謄本又は個人事業の開業届出書及び所得税の青色申告承認申請書の写し

(7) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種の場合に限る。）

(8) 補助対象物件の所有権を有することが確認できる書類

(9) 補助対象物件の延べ面積の2分の1以上を事業所として使用することが分かる書類

(10) 補助対象物件の周辺環境が分かる位置図

(11) 補助対象物件の現状写真

(12) 補助対象事業費の内訳及び合計額が確認できる書類

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請に当たり、補助対象事業の効率的な実施を図るため、次条の規定による交付決定の通知を受ける前に補助対象事業に着手する場合には、あらかじめその理由を明記した普通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金交付決定前着手届（第5号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて実地調査等を行い、補助金を交付することが適当であると認めたときは、

補助金の交付を決定し、善通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金交付決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定にあたり、条件を付することができる。

（補助対象事業の変更等）

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、善通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金交付変更等申請書（第7号様式。以下「変更等申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更のみをしようとする場合は、この限りではない。

2 補助対象事業の内容を変更しようとする交付決定者は、変更等申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 変更内容及び変更箇所が確認できる書類

(2) 変更見積書（内訳を含む。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前2項に規定する変更等申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、善通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金交付変更等決定通知書（第8号様式）により当該交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業の完了後、完了の日から起算して30日以内又は2月末日のいずれか早い日（その日が市の休日に当たる場合は、市の休日の翌日）までに善通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 補助対象事業費（内訳を含む。）の請求書の写し

(2) 補助対象事業費を支払ったことが確認できる書類の写し

(3) 補助対象物件の完成写真（外観、内観及び修繕箇所）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する報告があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて実地調査等を行い、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を善通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金交付額確定通知書（第10号様式）により交付

決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに善通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金交付請求書(第11号様式)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- (4) 補助金の交付決定の前に、補助対象事業に着手したとき(第7条第2項の規定に基づく承認を得ている場合を除く。)
- (5) この要綱及びこの要綱の規定に基づく市長の指示又は命令に違反したとき。
- (6) 補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (7) 改修工事後の補助対象物件に建築基準法の規定に基づく重大な違反が認められたとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

善通寺市長 様

申請者 本店又は主たる事業所の所在地
 商号
 代表者職氏名 印
 電話番号
 （個人事業主にあつては、住所及び氏名）

善通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金交付申請書

善通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金の交付を受けたいので、善通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助対象物件の所在地	善通寺市
申請者の区分	<input type="checkbox"/> 法人事業者 <input type="checkbox"/> 個人事業主
工事等の内容 ※複数選択可	<input type="checkbox"/> 改修工事（耐震改修工事及び簡易耐震工事を除く。） <input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事又は簡易耐震工事 <input type="checkbox"/> 左記に伴う実施設計 <input type="checkbox"/> 家財道具等の処分 <input type="checkbox"/> 補助対象物件と構造上一体となっていて、通常必要と認められる設備工事
補助対象事業費 （見積金額）	円
補助金交付申請額	見積金額 × 1/2 = 円（A） 法人事業者の場合 4,000,000円（B） 個人事業主の場合 2,000,000円（B） 交付申請額（A又はBのいずれか低い額） 円
補助対象事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
補助対象事業に係る 国、香川県又は本市の 制度による補助金受給 状況（予定を含む。）	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り ※有りの場合、次の項目を記載 （補助金名） （受給（予定）日） 年 月 日 （補助対象経費） 円 （補助金額） 円

(裏面)

添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 誓約書（第2号様式）
- (3) 耐震改修工事結果報告書（第3号様式）※昭和56年5月31日以前に工事に着手したものであるとき。
- (4) 建築基準法の適合状況調査結果報告書（第4号様式）
- (5) 申請者の市税完納証明書
- (6) 登記簿謄本又は個人事業の開業届出書及び所得税の青色申告承認申請書の写し
- (7) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種の場合）
※申請時にない場合は、実績報告のときに提出してください。
- (8) 補助対象物件の所有権を有することが確認できる書類
- (9) 補助対象物件の延べ面積の2分の1以上を事業所として使用することが分かる書類
- (10) 補助対象物件の周辺環境が分かる位置図
- (11) 補助対象物件の現状写真
- (12) 補助対象事業費の内訳及び合計額が確認できる書類
- (13) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

善通寺市長 様

申請者 本店又は主たる事業所の所在地

商号

代表者職氏名

印

電話番号

（個人事業主にあつては、住所及び氏名）

誓 約 書

善通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金の交付申請に当たり、私は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業に係る事業を行うもの
- 3 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行うもの
- 4 補助対象物件を賃貸するため改修工事を行おうとするもの

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

善通寺市長 様

耐震診断技術者 氏 名 印
住 所
資 格 () 級建築士
登録番号 () 登録第 () 号
事務所名
連絡先

耐震改修工事結果報告書

年 月 日に実施した下記対象空家の耐震改修工事の結果について、関係
図書を添えて報告します。この関係図書の記載事項については、現地と照合しており、事
実に相違ないことを申し上げます。

記

空家所在地	善通寺市
改修工事後の 構造耐力	

年 月 日

善通寺市長 様

確認実施者 氏 名
住 所
資 格（ ）級建築士
登録番号（ ）登録第 号
事務所名
連 絡 先

印

建築基準法の適合状況調査結果報告書

対象空家に関する建築基準法の適合状況について、以下のとおり報告いたします。不適合となった事項については、下記の方法により、工事完了時までには是正いたします。なお、報告内容については、現地と照合しており、事実と相違ないことを申し上げます。

記

1 対象空家について

空家所在地	善通寺市
-------	------

2 主な規定の適合状況について

※建築基準法に基づく主な規定

構造耐力	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合 <input type="checkbox"/> 既存不適合
敷地等と道路の関係	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合 <input type="checkbox"/> 既存不適合
道路内の建築制限	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合 <input type="checkbox"/> 既存不適合
容積率	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合 <input type="checkbox"/> 既存不適合
建ぺい率	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合 <input type="checkbox"/> 既存不適合
建築物の高さ	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合 <input type="checkbox"/> 既存不適合
建築物の各部分の高さ	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合 <input type="checkbox"/> 既存不適合

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

善通寺市長 様

申請者 本店又は主たる事業所の所在地

商号

代表者職氏名 印

電話番号

（個人事業主にあつては、住所及び氏名）

善通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金交付決定前着手届

善通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり交付決定前に事業に着手しますので、届け出ます。

なお、本件に係る交付決定がなされなかった場合において、異議は申し立てません。また、当該事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間においては、計画変更をしません。

記

補助対象物件の所在地 善通寺市

事前着手する理由

事業実施予定期間

着手： 年 月 日

完了： 年 月 日

第 号
年 月 日

様

善通寺市長

印

善通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった善通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金の交付について、次のとおり決定したので、善通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 交付年度 年度
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 補助金交付の条件

(1) 次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、速やかに変更等申請書を提出し、市長の承認を得なければなりません。

ア 工事等の内容を変更するとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。

イ 中止するとき。

ウ 予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。

(2) 補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は2月末日のいずれか早い日（その日が市の休日に当たる場合は、市の休日の翌日）までに実績報告書に関係書類を添えて市長に提出してください。

(3) 申請内容に虚偽その他不正があった場合、又は市長の指示に従わない場合は、交付の決定を取り消すことがあります。

(4) 補助金交付額は、補助対象事業費の確定により変更する場合があります。

(5) 善通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、既に補助金を交付しているときは、当該補助金の返還を求めます。

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

善通寺市長 様

申請者 本店又は主たる事業所の所在地
 商号
 代表者職氏名 印
 電話番号
 （個人事業主にあつては、住所及び氏名）

善通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金交付変更等申請書

年 月 日付け 第 号により善通寺市空家バンク登録住宅事業所
 整備補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、次のとおり申請事項を（変更・中
 止）したいので、善通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金交付要綱第9条第1項の
 規定により関係書類を添えて申請します。

申請内容		<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止	
補助対象物件の所在地		善通寺市	
(変更・中止)年月日		年 月 日	
(変更・中止)の理由			
※変更 の場合のみ	変更の内容		
	補助対象事業費	変更前	変更後
		円	円
	補助金交付申請額	変更前	変更後
円		円	

添付書類（※変更の場合）

- (1) 変更内容及び変更箇所が確認できる書類
- (2) 変更見積書（内訳を含む。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

第8号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

善通寺市長

印

善通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金交付変更等決定通知書

年 月 日付けで変更等の申請のあった善通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金の交付について、次のとおり変更等の承認を決定したので、善通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知します。

記

1 承認の内容

2 変更後の補助金交付決定額

円

年 月 日

善通寺市長 様

申請者 本店又は主たる事業所の所在地

商号

代表者職氏名

印

電話番号

（個人事業主にあつては、住所及び氏名）

善通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により善通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金の交付決定を受けた補助対象事業について次のとおり実施したので、善通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて報告します。

補助対象事業費		円
補助金交付決定額		円
補助対象事業期間	着手年月日	年 月 日
	完了年月日	年 月 日

添付書類

- (1) 補助対象事業費（内訳を含む。）の請求書の写し
- (2) 補助対象事業費を支払ったことが確認できる書類の写し
- (3) 補助対象物件の完成写真（外観、内観及び修繕箇所）
- (4) その他市長が必要と認める書類

第10号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

善通寺市長

印

善通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった善通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金について、次のとおり交付額が確定したので、善通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- 1 交付年度 年度
- 2 補助金の交付確定額 円

第11号様式（第12条関係）

年 月 日

善通寺市長 様

申請者 本店又は主たる事業所の所在地

商号

代表者職氏名 印

電話番号

（個人事業主にあつては、住所及び氏名）

善通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の額の確定通知があつた善通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金について、善通寺市空家バンク登録住宅事業所整備補助金交付要綱第12条の規定により次のとおり請求します。

記

請求金額

円